

第 15 回東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例 第 14 条の規定により設置する審査会 議事概要

- 条例第 12 条及び第 13 条に定める不当な差別的言動の該当性及び事案の概要公表並びに拡散防止措置について調査審議

- 審査会における主な意見等
 - ・ 個別の表現のみでは判断できない場合、前後の文脈や表現行為の趣旨・背景を踏まえる必要があるため、都民等の申出など客観的な証拠を十分に精査すること。

 - ・ 不当な差別的言動に該当する言動がインターネット上で拡散されている場合は、条例第 12 条に基づく拡散防止措置として削除要請を行うべき。

- 事務連絡ほか